

第1章

計画の策定 にあたって

計画策定の趣旨

計画の位置づけ

計画期間

計画の策定体制

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の権利や財産を守るため、身上保護(健康や療養等に関する法律行為)や財産管理、契約等の法律行為を代わって行う成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任する制度です。1999年(平成11年)の民法の一部改正で従来の禁治産者制度に代わって制定され、2000年(平成12年)4月から施行されています。ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、この点を踏まえて、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

また、今後も、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくものと考えられます。

しかしながら、近年の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

そこで、国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定、実施するため、2016年(平成28年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)を施行し、2017年(平成29年)3月には、促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国基本計画」という。)を策定しました。

札幌市においても、制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が必要となることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することといたしました。

本計画では、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援(※)に取り組むことで、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられる共生のまちづくりを目指していきます。

※権利擁護支援とは、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するもの」です

成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどにより、判断能力が十分ではない人(以下「本人」という。)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

●任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が低下した場合に家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

●法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の人
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

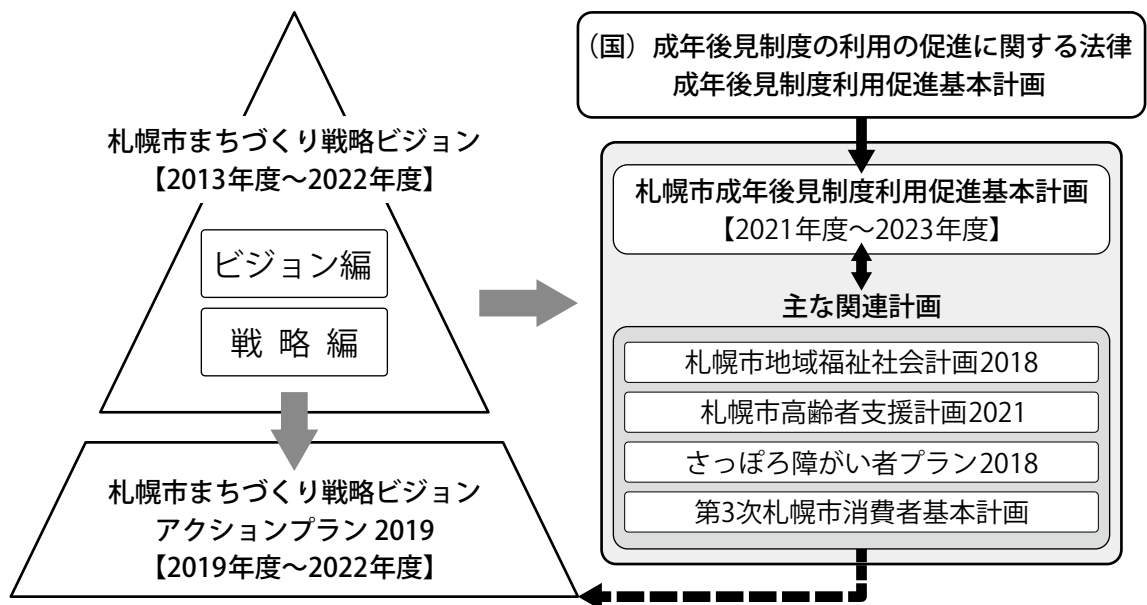
2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

本計画は、札幌市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を定めた計画であり、促進法第14条第1項に基づき策定しています。

(2) 市の総合計画との関係性

本計画は、総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン[2013年(平成25年)策定]の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、札幌市の成年後見制度の利用促進に関する施策を具体化するものです。



(3) 市の他の個別計画との関係性

札幌市では、対象(高齢者、障がいのある人など)や、分野(福祉・医療など)ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。本計画は、成年後見制度に関する個別計画であり、体系上の関連計画である「札幌市地域福祉社会計画2018」などとの整合、連携を図ります。

(4) SDGs(持続可能な開発目標)との関係性

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs [エス・ディー・ジーズ])」とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際的な共通目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)から構成され、「地球上の誰一人として取り残さない(no one will be left behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

札幌市においては、2018年(平成30年)6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019をはじめとした各種計画へSDGsの視点を反映する等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでいます。本計画においても、17のゴールのうち、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保して福祉を推進する「3 すべての人に健康と福祉を」を始め、「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画期間

計画期間は、「札幌市地域福祉社会計画2018」と終期を揃え、2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)までの3年間とし、法改正や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
					
					
					

4 計画の策定体制

「札幌市地域福祉社会計画審議会」及び「権利擁護部会」の設置

促進法第14条第2項において、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会などの合議制の機関を置くよう努めることとされています。

これを受け、札幌市では、地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画及び事項を調査審議する「札幌市地域福祉社会計画審議会」を条例設置しました。

本計画の策定にあたっては、成年後見制度に関する専門的な事項について審議を要することから、医療・福祉・学識経験者に加え、成年後見制度に関する福祉関係者や法律分野の専門職で構成される「権利擁護部会」を当審議会に設置し、全5回の審議を経て、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。